

## 那須塩原市病児・病後児保育事業における病児受入基準

### 1 受け入れ可能な病気の範囲

- 感冒や消化不良症などの日常罹患する疾患
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患（急性期を除く）
- 喘息などの慢性疾患
- 骨折、やけどなどの外傷性疾患（症状が固定しても、保育園などに連れていけないとき）

### 2 伝染性疾患の対応基準（めやす）

疾患名	病児保育	病後児保育	一般保育
かぜ	発熱時	回復傾向がみられたら	回復したら
インフルエンザ	元気があれば受入可 ※児の状態が悪い場合は不可	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
水痘（水ぼうそう）	1日目から	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	1週間程度経過し、すべての発疹が痂皮化（かさぶた状態）してから
手足口病	発熱期間	発病後1日目から （熱が38℃以下）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
咽頭結膜炎（プール熱）	1日目から	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	主な症状（熱が下がったものの痛み等）が消え2日を経過してから
ヘルパンギーナ	発熱期間	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	熱が下がって、口腔内の痛みがなく、普通の食事がとれること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	1日目から	発病後4日目から 症状の回復傾向がみられたら	腫れが引いて全身状態が良好であること
溶連菌感染症	24時間の間	抗菌薬を飲み始めて24時間以上経過してから	抗菌薬を飲み始めて24～48時間以上経過し、全身状態が良いこと
伝染性紅斑（りんご病）	受入不要	希望があれば（保育園などでの生活には不安があるとき）	全身状態がよいこと
百日咳	1日目から※1歳以上	主治医がうつる心配がないと判断したとき	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌療法が終了してから
風疹（三日はしか）	1日目から ※親が感染の場合は不可	主治医がうつる心配がないと判断したとき	発疹が消えた後
麻疹（はしか）	受入不可	主治医がうつる心配がないと判断したとき	熱が下がった後、3日を経過してから
伝染性膿痂疹（とびひ）	重症例のみ	病気の部分をガーゼ等で覆うこと	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位がガーゼ等で覆える程度であること
マイコプラズマ感染症	1日目から	主治医がうつる心配がないと判断したとき	発熱や激しい咳が治まっていること
流行性胃腸炎（ノロ等）	1日目から	発病後4日目から 嘔吐・下痢の症状が落ち着いた場合	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事ができること
RSウイルス感染症	1日目から ※児の状態が悪い場合は不可	熱が下がっているが、咳は引き続きひどい場合	発熱がなく、咳がある程度収まり、全身状態が良好であること

### 3 受入不可能な症状

- 上記以外の感染症
- 喘息発作（中等度以上）
- 意識混濁
- 痙攣後48時間以上経過していない
- 経口摂取がまったくできない
- 嘔吐・下痢が続き、著しい脱水状態（排尿がみられない等）
- 医師の診察により、症状が重く点滴を必要とする場合
- 主治医の診察により、利用不可と判断された場合